

敦賀市条例第 2 号

敦賀市営住宅あり方検討委員会設置条例

(設置目的)

第1条 市営住宅の適正な管理運営等について、客観的かつ専門的見地から検討を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として、敦賀市営住宅あり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議を行い、その結果を答申する。

- (1) 市営住宅の管理運営に関する事項
- (2) 市営住宅の維持管理及びその計画に関する事項
- (3) 市営住宅の入居の基準に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 不動産関係団体に所属する者
- (3) 市の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る答申を終えた日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

5 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員長が非公開が相当であると認める場合には、委員会に諮って会議を非公開とすることができる。

(秘密の保持)

第6条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年敦賀市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

空き家等対策協議会委員	日額	7, 500
-------------	----	--------

」

を

「

空き家等対策協議会委員	日額	7, 500
市営住宅あり方検討委員会委員	日額	7, 500

」

に改める。